



福岡医発第0273号(地)
平成24年 4月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

全国土木建築国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合
及び全国建設工事業国民健康保険組合に係る請求について

標記国保組合が平成24年5月提出分から県外保険者分として取り扱われることに伴い、
各医療機関に別紙のとおり通知される旨福岡県国民健康保険団体連合会より連絡がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

福国保連第783号
平成24年4月18日

各保険医療機関 御中

福岡県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

全国土木建築国民健康保険組合(133033)、中央建設国民健康保険
組合(133264)及び全国建設工事業国民健康保険組合(133298)
に係る請求について

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記国保組合が平成24年5月提出分から県外保険者分としての取扱いとなります。

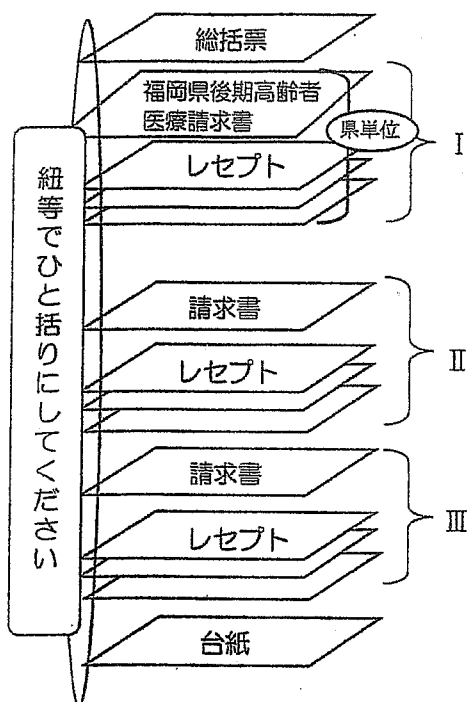
つきましては、下記の点につきましてご留意ください。

記

1. 診療報酬請求書等の編綴について
県外分として別紙の編綴方法を参照のうえ、別綴で提出してください。
2. 乳幼児・障害者・ひとり親医療の請求について
従来通り併用レセプトで請求してください。

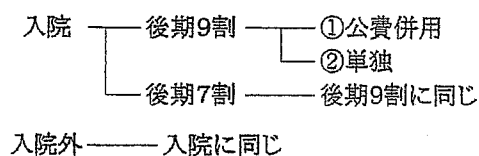
問い合わせ先 福岡県国民健康保険団体連合会 担当地区係

請求書・レセプトの編綴方法（医科・歯科）

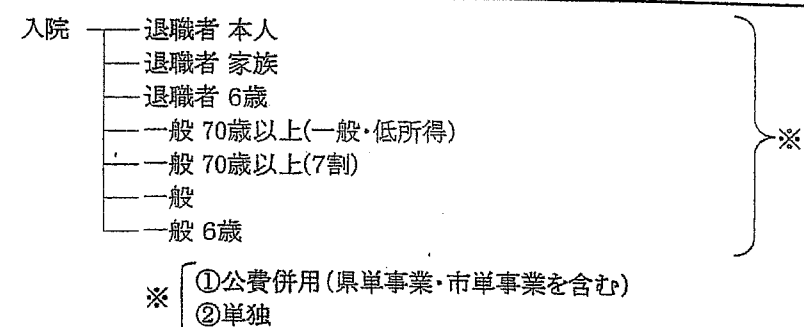


(県内分)

I 後期高齢者医療 様式第八
(福岡県広域連合を1単位として集計し作成して下さい)



四 國民健康保險(市町村國庫單位) 様式第六(一ノ一)、(一ノ二)
様式第六(二)



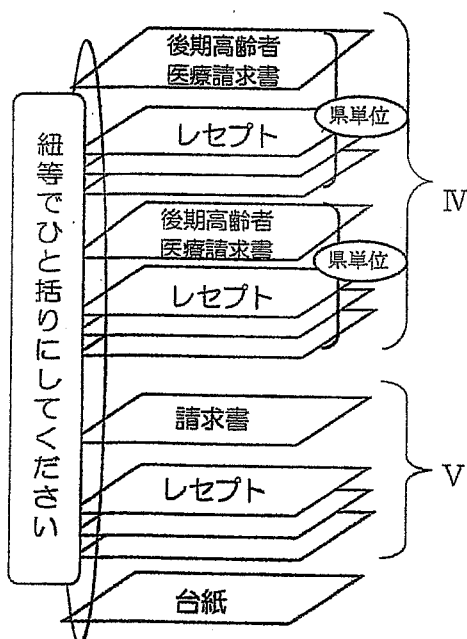
入院外——入院に同じ

(編綴順については従来通りです)

Ⅲ 國民健康保險(國保組合單位) 様式第六(四ノ一)、(四ノ二)
様式第六(二)

IIに同じ(退職者医療を除く)

別綴じ分



(県外分)

※ 様式については県内分を参照

IV 後期高齢者医療
(各都道府県広域連合単位で集計し作成してください)

I に同じ ※都道府県番号順

V 国民健康保険(市町村単位)(国保組合単位)

II、IIIに同じ ※都道府県番号順

(その他) ※国保関係分とは別綴じで提出

- ・医療保険に係る障害者・乳幼児・母子家庭等医療請求
- ・特別療養費(資格証明書分)

※ 上記の請求方法に変更はありません

133033 全国土木国保
133264 中央建設国保
133298 全国建設国保

※5月提出分より県外分として別綴で編綴してください。